平成２５年（フ）第３７７号
福岡市東区筥松３丁目９番15―105号
債務者　河村　善文
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８０号
福岡市東区千早１丁目９番４―303号
債務者　岩男　　康
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８４号
福岡県春日市下白水北３丁目18番地ロイヤルハイツ泉301号
債務者　西平　誠子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３０号
福岡市早良区小田部１丁目27番９号
債務者　大庭　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３６号
福岡県大野城市白木原１丁目９番43―506号
債務者　野口　知之
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３７号
福岡県筑紫野市大字原139番地89
債務者　中山美穂子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３８号
福岡市博多区半道橋２丁目６番４―503号
債務者　山崎　一仁
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４２号
福岡県大野城市東大利３丁目５番12―213号
債務者　坂本三紀子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４４号
福岡市博多区麦野５丁目22番６―505号
債務者　江口　悠作
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４６号
福岡県太宰府市石坂１丁目15番23号シェソワ石坂Ⅱ101号
債務者　矢野　克明
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４８号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５―504号
債務者　松尾　光章
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５０号
福岡市早良区野芥１丁目22番14号
債務者　田中　隆馬
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５７号
福岡市南区的場２丁目８番1204号
債務者　佐藤　義浩
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４８０号
福岡市南区井尻４丁目45番９―101号
債務者　和田　憲昌
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４８７号
福岡市博多区板付３丁目８番1209号
債務者　大庭　早苗（旧姓倉光）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５０６号
福岡市中央区谷２丁目３番５―303号
債務者　村上　　崇
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５０９号
福岡市博多区築港本町５番24―701号
債務者　山本　恵子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３号
大分市賀来北１丁目16番21―308号　サニーパレス賀来
債務者　福山　優子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係